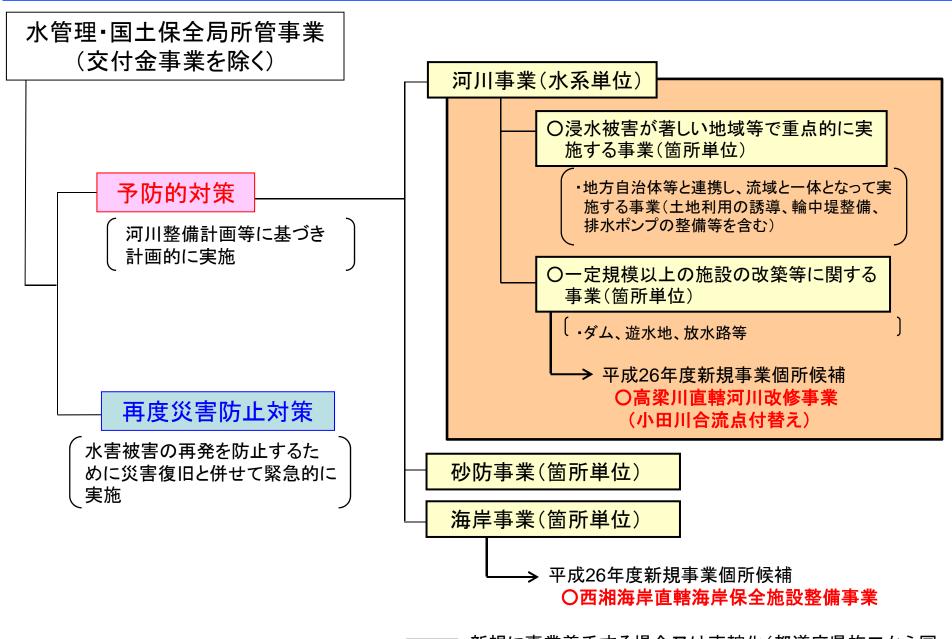
資料 1

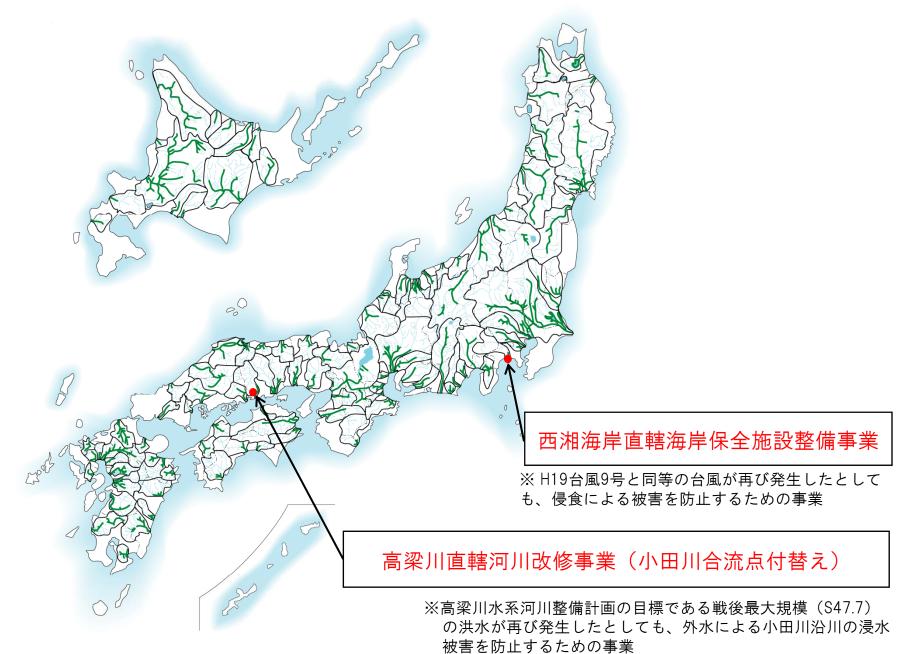
事業評価について (直轄事業)

水管理・国土保全局所管事業における新規事業について



■ 新規に事業着手する場合又は直轄化(都道府県施工から国施工)する場合に、新規事業採択時評価を実施する事業

H26新規事業(直轄)の候補箇所について



H26新規事業(直轄河川)の候補箇所選定の考え方

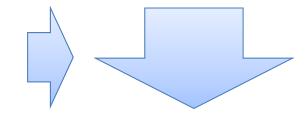
河川整備計画に位置付けられている事業

- ○採択要件を踏まえた事業 内容の精査
- ○上下流バランス
- ○浸水被害の実績 等



計画段階評価の実施

- ○検討の熟度
- ○関係者との調整 等



平成26年度 新規事業箇所候補(一般河川改修事業(大規模改良工事))

高梁川水系小田川(岡山県) 小田川合流点付替え※

※小田川の計画段階評価

計画段階評価実施要領細目(第8 経過措置)

本要領の施行時点で、既に都市計画や<mark>環境影響評価の手続きに着手</mark>若しくは完了している事業、または公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン等に基づき、第5の3に定める評価の視点について既に審議が行われた事業については、評価を新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

海岸事業の選定の考え方

直轄化(都道府県施工から国施工)の考え方

海岸法第6条の条件を満たす事業

- 〈海岸法第6条(主務大臣の直轄工事)の規定に基づき、以下の採択要件を満たすもの〉 〇国土の保全上特に重要なものであると認められ、以下のいずれかに該当する場合
- 工事の規模が著しく大であるとき。
- ・工事が高度の技術を必要とするとき。
- 工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。
- ・工事が都府県の境界に係るとき。
 - ○過去の災害の発生状況



計画段階評価の実施

- ○検討の熟度
- ○関係者との調整 等



平成26年度 新規事業箇所候補

西湘海岸直轄海岸保全施設整備事業